## 米マサチューセッツ州で洋上風力電力の購入を 義務付ける新法が成立

## 新エネルギー・国際協力支援ユニット 新エネルギーグループ

米国マサチューセッツ州議会は7月末、州の送配電会社に対して、2027年までに計1.6GWの洋上風力発電電力を買い取るよう義務付ける条項を含んだ法案(H.4568)を可決した  $^1$ 。 法案は8月8日、Charlie Baker 知事の署名により正式に立法化された。

新法のもとで、買い取りを義務付けられた送配電会社は入札によって洋上風力プロジェクトを選定し、 $15\sim20$  年間の電力購入契約(PPA)を与える。第 1 回入札は 2017 年 6 月までに実施され、少なくとも 400MW の契約が結ばれる。その後、入札は 2 年ごとに行われる見通しである。

州議会では、6月と7月に下院と上院がそれぞれ洋上風力の購入義務付けを盛り込んだ別個の法案を可決したため、これを一本化すべく、両院協議会で調整が行われていた。コスト抑制を重視する下院法案は購入義務付けを2027年までに1.2GWとしていたのに対して、より包括的な支援を提供する上院法案は2030年までに2GWの洋上風力購入を求めていた。交渉の末に、双方は1.6GWという中間の数値で妥結した。難産の末に成立した法案であるが、業界団体は米国の洋上風力産業を強力に後押しするものとしてこれを歓迎している。

米国東海岸の海域では、内務省(DOI)管轄下の海洋エネルギー管理局(BOEM)が洋上風力開発ゾーンを設定し、入札を通じて開発会社に各区画のリース権を与えている。マサチューセッツ沖のマーサズ・ヴィニヤード(Martha's Vineyard)島の周辺海域では現在、米Deepwater Wind 社、デンマークの洋上風力最大手 Dong Energy 社、米 OffshoreMW 社の 3 社がそれぞれ大規模プロジェクトを進めている。Deepwater は計 1GW 超の Deepwater ONE プロジェクトを複数段階に分けて開発予定であり、Dong はやはり 1GW 規模の Bay State プロジェクトを計画している。また OffshoreMW は、昨年この海域に 16 万エーカーのリース区画を取得し、開発計画に着手した(設備容量は未公表)。3 社による合計設備容量はおよそ 3GW と見積もられている。新法のもとで、これらのプロジェクトは PPA 入札の機会を与えられる  $^2$ 。

 $<sup>^1</sup>$  電力会社は  $1.6\mathrm{GW}$  の洋上風力に加え、 $1.2\mathrm{GW}$  を他の再エネ(陸上風力、ソーラー、水力)から調達しなければならない。

 $<sup>^2</sup>$  新法はプロジェクト間で明暗を分ける結果となった。同じ海域で米 Energy Management Inc. (EMI) 社が手がける 468MW Cape Wind プロジェクトは、PPA 入札に参加するための地理的要件とスケジュール 要件を満たさず、適用対象から除外された。 EMI は落胆を表明している。

IEEJ: 2016年8月掲載 禁無断転載

米国の洋上風力発電は欧州に大きく遅れを取っていたが、過去 1~2 年の間に東海岸を中心に進展が見られた。ロードアイランド州では、前述の Deepwater Wind が 3 年を費やして米 GE 社と共同で開発してきた 30MW Block Island プロジェクトが、米国の洋上風力ファーム第 1 号として今秋にも稼動を開始する 3。

マサチューセッツの洋上風力購入義務付けは他州に先駆けた試みであり、米国の洋上風力部門にとって文字通りの「追い風」になることが期待される。

お問い合わせ:report@tky.ieej.or.jp

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Block Island の場合は年内の稼働が見込まれているので、新法の適用対象とはならない。